

# コラム《平成31年1月からe-Taxの利用手続がより便利になります》

国税庁では、マイナンバーカード(※1)やマイナポータルとの連携機能の活用などにより、個人納税者の方のe-Tax利用をより便利にするためのシステム改修を進めており、平成31年1月からご利用いただける予定です。

## マイナンバーカードによるe-Tax利用(マイナンバーカード方式)

- マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。
- e-Taxを利用するためには、事前に税務署長へ届出し、e-Tax用のID・パスワード(※2)の通知を受け、これらを管理・入力する必要がありますが、マイナンバーカード方式では、そのような手間がなくなります。

## ID及びパスワードによるe-Tax利用(ID・パスワード方式)

- マイナンバーカード及びICカードリーダーライターをお持ちでない方については、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができるようになります(※3、4)。
- メッセージボックスの閲覧には、原則としてマイナンバーカード等によるログインが必要になりますのでご注意ください(※5)。

- ※1 マイナンバーカードには、電子署名を付与するための電子証明書が標準的に搭載されています。
- ※2 e-Tax用のID・パスワードとは、利用者識別番号と暗証番号のことです。
- ※3 税務署にお越しの際は、本人確認のできる書類(運転免許証など)をお持ちください。
- ※4 マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応です。
- ※5 なりすまし防止などのセキュリティ対策の一環として行います。



## ～平成31年1月以降のe-Taxの利用のイメージ～

